

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

かほく市は古くには内陸部での農業者や日本海沿岸部での漁業を生活の糧として集落が形成され、江戸時代には能登と加賀を結ぶ交通の要衝として宿場町が形成され、廻船・水産業が盛んに行われてきた。明治時代に織物業が定着し、その後、繊維工業を主要産業として市街化が進み、平成16年に旧高松町、旧七塚町、旧宇ノ気町が合併し現在に至っている。市内の事業所の98%以上が中小企業であり、全国に流通するゴム入細幅織物の約70%のシェアを誇る繊維産業をはじめ、当市の主要産業は、景気低迷や海外との競争激化、消費者ニーズの多様化等、厳しい経営環境が続いている。一方、電子産業においては、スーパーコンピュータの製造を手掛け、イメージスキャナの領域で世界シェア50%を誇る大手企業が市内に拠点を有し、若者の雇用先として地域を牽引している。人口の年齢構成については、老年人口(R2:29.6%、H27:28.7%、H22:24.4%)は増加する一方で、年少人口(R2:13.5%、H27:13.7%、H22:14.4%)の割合が年々減少していくことが予想され、生産年齢人口の減少による労働力不足や後継者不足が懸念される。

このような背景の中、市独自の取り組みとして市内中小企業者に対して設備投資、雇用促進及び産業育成のための補助事業等を講じてきたが、引き続き中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小事業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業及び地域経済の持続的な発展につなげることを目指すものとする。

これを実現するための目標として、本計画期間中に20件(年平均10件)の先端設備等導入計画の認定を目標とする

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

かほく市の産業は、農林水産業、繊維産業、電子産業と多岐に渡り、多様な業種がかほく市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条

第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

かほく市の産業は、市の中心部、周辺部の市街地、山間部等の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象となる地域は、市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

かほく市の産業は、農林水産業、繊維産業、電子産業と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。しかしながら、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄である。このため、本計画において対象とする業種は、再生可能エネルギー発電事業を除いた全業種とする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第4項第1号から6号に規定する全ての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。